

**平成29年第4回泉南市議会定例会議案書**  
**(付議案件綴及び同説明資料綴)**



## 議 案 一 覧 表

(平成29年12月6日提出)

議 案			ページ
種 類	番 号		
議 案	1	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	1
議 案	2	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	5
議 案	3	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	9
議 案	4	指定管理者の指定について	13
議 案	5	損害賠償の額の決定及び和解について	17
議 案	6	泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	19
議 案	7	泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
議 案	8	泉南市立人権ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について	35
議 案	9	泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	39
議 案	10	泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	43
議 案	11	泉南市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	47

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	12	平成29年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）	51
議 案	13	平成29年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	79

議案第1号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成29年12月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市男里五丁目5番20号  
氏 名 古谷 美枝子（ふるや みえこ）  
生年月日 昭和23年5月30日  
職 業 無 職

提案理由

古谷美枝子氏は、平成30年6月30日をもって任期満了となるが、人権擁護委員として最適任者と認め再任の推薦をしたいので、意見を求めるものである。



## 議案第1号参考

### 古谷 美枝子 氏 経歴

昭和42年	3月	福岡県立若松商業高等学校卒業	
同	42年	4月	株式会社山善勤務
同	46年	9月	株式会社山善退職
平成	3年	4月	雄信地区婦人会副会長
同	6年	4月	雄信地区婦人会会長
同	6年	4月	泉南市婦人団体協議会書記
同	7年	4月	泉南地区更生保護女性会会員（現在に至る。）
同	8年	1月	泉南市人権擁護委員（7期目）（現在に至る。）
同	11年	6月	大阪府人権擁護委員連合会特別委員会子ども人権委員会委員
同	18年	10月	泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員、泉南市情報公開・個人情報保護審査会委員（現在に至る。）
同	19年	4月	岸和田人権擁護委員協議会常務委員
同	23年	5月	泉南市男女共同参画推進懇話会委員
同	24年	4月	岸和田人権擁護委員協議会副会長
同	24年	4月	大阪府人権擁護委員連合会理事
同	29年	4月	大阪府人権擁護委員連合会特別委員会高齢者・障がい者人権委員会委員（現在に至る。）





議案第 2 号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

平成 2 9 年 1 2 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市樽井三丁目 2 2 番 2 4 号  
氏 名 上野 和子（うえの かずこ）  
生年月日 昭和 2 1 年 8 月 8 日  
職 業 無 職

提案理由

上野和子氏は、平成 3 0 年 6 月 3 0 日をもって任期満了となるが、人権擁護委員として最適任者と認め再任の推薦をした  
いので、意見を求めるものである。



## 議案第2号参考

### 上野 和子 氏 経歴

昭和40年	3月	大阪府立泉南高等学校普通科卒業	
同	40年	4月	泉南町職員として採用
平成19年	3月	泉南市退職	
同	27年	7月	泉南市人権擁護委員（1期目）（現在に至る。）



議案第3号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成29年12月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市新家2875番地の4  
氏 名 檜山 政宏（ひのきやま まさひろ）  
生年月日 昭和27年5月22日  
職 業 無 職

提案理由

人権擁護委員平田政美氏が、平成30年6月30日をもって任期満了となるため、後任として檜山政宏氏を最適任者と認め新たに推薦したいので、意見を求めるものである。



### 議案第3号参考

#### 檜山 政宏 氏 経歴

昭和50年	3月	関西大学経済学部経済学科卒業
同 50年	4月	泉南市立一丘中学校教諭
平成 3年	4月	泉南市立西信達中学校教諭
同 12年	4月	泉南市立泉南中学校教頭
同 13年	4月	泉南市立信達中学校教頭
同 18年	4月	泉南市立信達中学校校長
同 20年	4月	泉南市立一丘中学校校長
同 25年	3月	大阪府教育委員会退職
同 27年	6月	泉南市立一丘中学校・泉南市立新家小学校学校協議会委員（現在に至る。）
同 29年	6月	泉南市公民館運営審議会委員（現在に至る。）





議案第4号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

- 1 管理を行わせる公の施設  
泉南市立浜保育所
- 2 指定管理者となる団体  
和歌山県紀の川市上田井1020番地  
社会福祉法人 高陽会  
理事長 高木 洋 （たかぎ おおみ）
- 3 指定の期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで



## 議案第4号参考

### 社会福祉法人 高陽会の概要

設立年月日 昭和54年7月2日

団体の目的 第一種社会福祉事業（特別養護老人ホームの経営）、第二種社会福祉事業（老人短期入所事業の経営等）の事業展開をし、利用者の意向を尊重し、多様なサービスを総合的に提供できるよう、社会貢献及び支援をすることを目的としている。

業務の概要 特別養護老人ホームや老人短期入所事業、老人デイサービス事業、老人居宅介護等事業、介護老人保健施設、認知症対応型老人共同生活援助事業、障害福祉サービス事業、小規模多機能居宅介護事業、保育所などの運営を行っている。

資産総額 24億7,637万288円



議案第5号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり事故による損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年12月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

記

1 相手方 住所 泉南市内  
氏名 ○○ ○○

2 事案の概要

- (1) 事故発生年月日 平成28年9月20日
- (2) 事故発生場所 泉南市内某所の前面道路
- (3) 事故の状況

当日午前、市民生活環境部清掃課が行う家庭系一般廃棄物の収集作業中において、職員が運転する塵芥収集車の左折

進行方向に相手方が運転する普通自動車があ方向に方向指示器を点滅表示させながら一時停止していたことから、ごみを積み込んだ後、相手方車両を優先させようと塵芥収集車を一旦直進させ、相手方車両が目的方向に右折したことを確認した後、塵芥収集車を元の場所に後退させたところ、当該場所が相手方の自宅前であり、相手方車両が車庫に入庫するため、右折直後に停車していることに気付くのが遅れ、塵芥収集車が相手方車両の左側後部に衝突し、車両本体が破損するとともに、乗車していた相手方が負傷した。

3 損害賠償額 金 2, 827, 808 円

上記金額の内訳

- |         |   |               |
|---------|---|---------------|
| (1) 治療費 | 金 | 554, 763 円    |
| (2) 慰謝料 | 金 | 1, 870, 505 円 |
| (3) 物 損 | 金 | 376, 615 円    |
| (4) その他 | 金 | 25, 925 円     |

#### 4 和解条項

- (1) 泉南市（以下「甲」という。）は、〇〇 〇〇（以下「乙」という。）に対し、市議会定例会の承認を受けた後速やかに乙の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。
- (2) 乙は、甲に対するその余の請求を放棄する。
- (3) 甲、乙双方は、上記事故に関する損害賠償金支払について、本和解条項に定めるものの他、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

議案第 6 号

## 泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 12 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

### 提案理由

平成 28 年度税制改正に伴う法人住民税課税及び車体課税等にかかる地方税法の一部改正及び平成 29 年度税制改正に伴う地方税法の一部改正により、本市関係条例においても所要の改正を行うため、本条例を提案するものである。





## 泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(泉南市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 泉南市市税賦課徴収条例(昭和32年泉南市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「第56条」の次に「、第72条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第90条第1項」を「第72条の6第1項の申告書、第90条第1項」に改める。

第12条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第20条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第20条の2第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

第71条を次のように改める。

(軽自動車税の納税義務者等)

第71条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

第72条の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第72条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第72条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第72条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第72条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第72条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくして申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第72条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第82条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第72条を削る。

第71条の2中「次の各号に該当するもの」を「救急用のもの」に改め、同条各号を削り、同条を第72条の2とし、第71条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

第72条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第73条の見出しを「(種別割の税率)」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第74条の見出しを「(種別割の賦課期日及び納期)」に改め、同条第1項及び第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第76条の見出しを「(種別割の徴収方法)」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第77条を次のように改める。

#### 第77条 削除

第78条の見出しを「(種別割の納税証明書の交付)」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第79条の見出しを「(種別割に関する申告又は報告)」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に、「第33号の3様式」を「第33条の5様式」に改め、同条第2項中「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に、「第33号の3様式」を「第33条の5様式」に改め、同条第3項中「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第71条第2項」を「第72条第1項」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該軽自動車等に係る賦払金の支払場所

第80条の見出しを「(種別割に係る不申告等に関する過料)」に改め、同条第1項中「第71条第2項」を「第72条第1項」に改める。

第81条の見出しを「(種別割の減免)」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第82条の見出しを「(身体障害者等に対する種別割の減免)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、同項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同項各号列記以外の部分中「免許証」の次に「(以下この項において「運転免許証」という。)」を

加え、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第81条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第83条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第71条の2」を「第72条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第4条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第6条の2の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第9条の7の2を削る。

附則第9条の7の見出しを「（軽自動車税の種別割の税率の特例）」に改め、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第2号ア（ウ） a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア（ウ） b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第9条の7第2項から第7項までを削り、同条を附則第9条の7の6とし、附則第9条の6の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第9条の7 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第9条の7の2 市長は、当分の間、第72条の8の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第9条の7の3 第72条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第9条の7の4 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第9条の7の5 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第72条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第72条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年泉南市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第73条及び新条例附則第9条の7」を「泉南市市

税賦課徴収条例第73条及び附則第9条の7の6」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第73条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第73条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第73条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第9条の7の6第1項	第73条	泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成26年泉南市条例第12号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定により読み替えて適用される第73条
附則第9条の7の6第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第73条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第9条の7の6第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第73条第2号ア(ウ) a



	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
附則第9条の7の6第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第73条第2号ア(ウ) b
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円

(泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成27年泉南市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項の表第9条第3号の項中「第90条第1項」を「第72条の6第1項の申告書、第90条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中泉南市市税賦課徴収条例附則第6条の2の3の2第1項の改正規定 公布の日

(2) 第1条中泉南市市税賦課徴収条例第12条第2項の改正規定及び附則第4条第1項の改正規定 平成31年1月1日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 第1条の規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第20条及び第20条の2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第7号

## 泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年12月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

### 提案理由

泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例について、泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する審議会答申を踏まえ、人権尊重のまちづくりをより一層推進するため、本条例を提案するものである。



## 泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例

泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例（平成7年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 泉南市人権尊重のまちづくり条例

第1条中「、部落差別をはじめ、障害者、女性、在日外国人等への差別など、あらゆる」を「、様々な」に改め、「もって」の次に「人権が尊重される」を加える。

第2条中「努める」を「努め、人権尊重のまちづくりを推進する」に改める。

第3条及び第4条中「なくす」を「なくし、人権尊重のまちづくりを推進する」に改める。

第5条中「図る」を「図り、人権尊重のまちづくりを推進する」に改める。

第7条中「なくす」を「なくし、人権尊重のまちづくりを推進する」に改める。

第8条第1項中「なくす」を「なくし、人権尊重のまちづくりを推進する」に、「泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する審議会」を「泉南市人権尊重のまちづくり審議会」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（報酬及び費用弁償条例の一部改正）

2 報酬及び費用弁償条例（昭和31年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する審議会委員」を「人権尊重のまちづくり審議会委員」に改める。

議案第 8 号

泉南市立人権ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立人権ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

泉南市立人権ふれあいセンターの名称について泉南市立人権ふれあいセンター運営審議会で審議された結果を踏まえて、人権啓発及び市民相互の交流をより一層進めるため、本条例を提案するものである。





## 泉南市立人権ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

泉南市立人権ふれあいセンター条例（平成14年泉南市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 泉南市立市民交流センター条例

第1条各号列記以外の部分中「人権ふれあいセンター」を「市民交流センター」に改め、同条第1号中「泉南市立人権ふれあいセンター」を「泉南市立市民交流センター」に改める。

第2条中「行うことにより地域住民及びその周辺地域の住民の福祉の向上を図るとともに、市民に対する人権啓発を推進し」を「行い」に改め、「もって」の次に「地域社会全体の中での福祉の向上を担うとともに、人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、」を加える。

第3条第1号中「生活」の次に「上」を加え、「改善」を「各種」に改め、「及び指導」を削り、同条第2号中「問題に関する」及び「及び調査研究」を削る。

第8条中「泉南市立人権ふれあいセンター運営審議会」を「泉南市立市民交流センター運営審議会」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の泉南市立人権ふれあいセンター条例の規定によりなされた処分、手続その

他の行為は、この条例による改正後の泉南市立市民交流センター条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 3 報酬及び費用弁償条例(昭和31年泉南市条例第23号)の一部を次のように改正する。  
別表中「人権ふれあいセンター運営審議会委員」を「市民交流センター運営審議会委員」に改める。

議案第 9 号

## 泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 12 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

### 提案理由

泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例及び泉南市立人権ふれあいセンター条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要から、本条例を提案するものである。



泉南市条例第 号

## 泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例

泉南市事務分掌条例（昭和46年泉南市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条総合政策部の項第6号中「同和問題解決のための」を「人権の総合」に改め、同項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



議案第10号

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定  
について

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年12月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

国家戦略特別区域法の一部が改正されたことにより、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。





泉南市条例第 号

## 泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

(泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 1 1 号

## 泉南市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

### 提案理由

都市公園法（昭和 3 1 年法律 7 9 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、公園施設の設置基準を緩和することにより、従来の都市公園機能だけでなく、新たな都市の魅力の創造や多様な街づくりの促進を図るため、並びに都市公園法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、運動施設の敷地面積の割合を定めるため、本条例を提案するものである。



泉南市条例第 号

## 泉南市都市公園条例の一部を改正する条例

泉南市都市公園条例（昭和56年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条中「割合は、」の次に「当該都市公園の敷地面積が2ヘクタール未満の場合にあっては」を、「100分の2」の次に「を、2ヘクタール以上の場合にあっては100分の5」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第6条の2 令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第12号

平成29年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）

平成29年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,847千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,149,553千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年12月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人





第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(14)国庫支出金		4,607,672	30,533	4,638,205
	1)国庫負担金	3,634,288	50,590	3,684,878
	2)国庫補助金	957,119	△20,057	937,062
(15)府支出金		1,913,928	23,537	1,937,465
	1)府負担金	1,261,449	21,383	1,282,832
	2)府補助金	539,404	2,154	541,558
(17)寄附金		102,914	100	103,014
	1)寄附金	102,914	100	103,014
(18)繰入金		1,486,049	29,777	1,515,826
	1)基金繰入金	1,471,313	29,777	1,501,090
(20)市債		3,493,559	△3,100	3,490,459
	1)市債	3,493,559	△3,100	3,490,459
歳入合計		26,068,706	80,847	26,149,553

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 議会費		225,824	△1,154	224,670
	1) 議会費	225,824	△1,154	224,670
(2) 総務費		2,213,613	△1,453	2,212,160
	1) 総務管理費	1,692,687	△1,158	1,691,529
	2) 徴税費	290,570	△3,880	286,690
	3) 戸籍住民基本台帳費	142,339	3,585	145,924
(3) 民生費		11,086,926	91,654	11,178,580
	1) 社会福祉費	3,369,791	△19,226	3,350,565
	2) 児童福祉費	4,004,370	76,570	4,080,940
	3) 生活保護費	1,971,240	33,000	2,004,240
	5) 介護保険費	888,834	1,310	890,144
(4) 衛生費		2,675,791	0	2,675,791
	1) 保健衛生費	1,481,864	0	1,481,864
(6) 商工費		79,573	6,500	86,073
	1) 商工費	79,573	6,500	86,073
(7) 土木費		1,716,709	0	1,716,709

	2)道路橋梁費	283,023	17,000	300,023
	4)都市計画費	1,196,077	△17,000	1,179,077
(9)教育費		3,864,918	△5,900	3,859,018
	3)中学校費	2,172,378	△6,000	2,166,378
	5)社会教育費	445,803	100	445,903
(10)公債費		2,635,092	△8,800	2,626,292
	1)公債費	2,635,092	△8,800	2,626,292
歳出合計		26,068,706	80,847	26,149,553

## 第2表 債務負担行為補正

## 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
浜保育所指定管理事業 (平成29年度)	平成29年度～ 平成34年度	指定管理委託に係る年度協定書に規定する額

## 第3表 地方債補正

## 1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎整備事業	千円 58,400	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金 については、その融通条件に よる。ただし、財政の都合に より、償還期限及び据置期間 を短縮し、又は繰上償還若し くは低利に借り換えることが できる。	千円 55,300	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ

平成29年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）事項別明細書



歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
14	国庫支出金	4,607,672	30,533	4,638,205			
(1)	国庫負担金	3,634,288	50,590	3,684,878			
	1) 民生費負担金	3,591,892	50,590	3,642,482	3. 児童手当負担金	△11,742	非被用者分 △7,244 特例給付分 170 被用者0～3歳未滿分 4,489 被用者3歳～中学校修了前分 △9,157
					4. 児童扶養手当負担金	△12,332	
					5. 生活保護費負担金	24,750	
					8. 障害児施設給付費等負担金	45,576	
					11. 施設型給付費負担金	4,338	
(2)	国庫補助金	957,119	△20,057	937,062			
	1) 総務費補助金	18,417	5,699	24,116	4. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	5,699	厚生労働省分 2,114 マイナンバーカード等の記載事項の充実に係る補助金 3,585
	2) 民生費補助金	438,869	△25,756	413,113	6. 臨時福祉給付金給付事業費補助金	△30,435	
					8. 子ども子育て支援交付金	779	
					11. 障害者総合支援事業費補助金	3,900	

款 14 国庫支出金      項 2 国庫補助金      目 2 民生費補助金

## 款 14 国庫支出金 項 2 国庫補助金 目 4 土木費補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	4) 土木費補助金	181,490	0	181,490	2. 道路新設改良事業 補助金	9,350	
					5. 和泉砂川駅周辺整 備事業補助金	△9,350	
15 府支出金		1,913,928	23,537	1,937,465			
(1) 府負担金		1,261,449	21,383	1,282,832			
	1) 民生費負担金	1,261,042	21,383	1,282,425	2. 児童手当負担金	△3,574	非被用者分 特例給付分 被用者0～3歳未満分 被用者3歳～中学校修了前分 △1,811 42 485 △2,290
					9. 障害児施設給付費 等負担金	22,788	
					11. 施設型給付費負担 金	2,169	
(2) 府補助金		539,404	2,154	541,558			
	2) 民生費補助金	348,281	△1,095	347,186	13. 新子育て支援交付 金	△1,874	
					15. 子ども子育て支援 交付金	779	
	5) 商工費補助金	6,777	3,249	10,026	4. 大阪府市町村観光 振興支援事業補助 金	1,243	
					5. 大阪ストーリープ ロジェクト事業補 助金	2,006	



17 寄附金		102,914	100	103,014			
(1) 寄附金		102,914	100	103,014			
	2) 教育費寄附金		100	100	1. 図書購入費寄附金	100	
18 繰入金		1,486,049	29,777	1,515,826			
(1) 基金繰入金		1,471,313	29,777	1,501,090			
	1) 財政調整基金繰入金	172,817	27,526	200,343	1. 財政調整基金繰入金	27,526	
	2) 公共施設整備基金繰入金	445,800	△1,000	444,800	1. 公共施設整備基金繰入金	△1,000	
	4) ふるさと泉南水なす基金繰入金	49,943	3,251	53,194	1. ふるさと泉南水なす基金繰入金	3,251	
20 市債		3,493,559	△3,100	3,490,459			
(1) 市債		3,493,559	△3,100	3,490,459			
	1) 総務債	58,400	△3,100	55,300	1. 庁舎整備事業債	△3,100	
歳入合計		26,068,706	80,847	26,149,553			

款 20 市 債 項 1 市 債 目 1 総 務 債

歳 出

款 1 議 会 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 議 会 費	225,824	△1,154	224,670		△1,154		
(1) 議 会 費	225,824	△1,154	224,670		△1,154		
1) 議 会 費	225,824	△1,154	224,670		△1,154		
				節 区 分	金 額		
				9. 旅 費	△1,154		4,027
[ 3 ] 議 会 活 動 補 助 事 業	3,056	△1,154	1,902		△1,154	議会事務局	
				節 区 分	金 額		
				9. 旅 費	△1,154	費用弁償 普通旅費	△924 △230
2 総 務 費	2,213,613	△1,453	2,212,160	1,665	△3,118		
				国庫支出金			
				4,765			
				市債			
				△3,100			
(1) 総務管理費	1,692,687	△1,158	1,691,529	△1,920	762		
				国庫支出金			
				1,180			
				市債			
				△3,100			
1) 一般管理費	185,577	△4,128	181,449	△3,100	△1,028		
				市債			
				△3,100			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△4,128		26,700
[10] 庁舎改修事業	26,700	△4,128	22,572	△3,100	△1,028	総務課	

				市債 △3,100 [庁舎整備事業債 △3,100]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△4,128		26,700
10) 情報管理費	197,592	2,970	200,562	1,180	1,790		
				国庫支出金 1,180			
				節 区 分	金 額		
				13. 委託料	2,970		138,655
[ 3] 住民情報記録システム事業	107,783	2,970	110,753	1,180	1,790	総務課	
				国庫支出金 1,180 [厚生労働省分 1,180]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委託料	2,970	電算システム改修委託料	94,863
( 2) 徴 税 費	290,570	△3,880	286,690		△3,880		
1) 賦 課 費	161,180	△850	160,330		△850		
				節 区 分	金 額		
				13. 委託料	△850		34,500
[ 2] 市税賦課事務事業	56,762	△850	55,912		△850	税務課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委託料	△850	航空写真撮影業務委託料 評価基図作成業務委託料	△400 △450 34,500
2) 徴 収 費	128,190	△3,030	125,160		△3,030		

款 2 総 務 費 項 2 徴 税 費 目 2 徴 収 費

## 款 2 総 務 費 項 2 徴 税 費 目 2 徴 収 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△3,030		5,224
[ 2 ] 市 税 徴 収 事 務 事 業	45,106	△3,030	42,076		△3,030	税務課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△3,030	電算運営業務委託料	5,118
( 3 ) 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	142,339	3,585	145,924	3,585			
				国庫支出金	3,585		
1) 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	142,339	3,585	145,924	3,585			
				国庫支出金	3,585		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	3,585		827
[ 2 ] 住 民 登 録 事 務 事 業	17,880	3,585	21,465	3,585		市民課	
				国庫支出金	3,585		
				[マイナンバーカード等の記載事項の充実に係る補助金 3,585]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	3,585	電算委託料	827
3 民 生 費	11,086,926	91,654	11,178,580	44,498	47,156		
				国庫支出金	24,989		

				府支出金 19,509			
(1)社会福祉費	3,369,791	△19,226	3,350,565	△25,601	6,375		
				国庫支出金 △25,601			
1)社会福祉総務費	469,807	△30,435	439,372	△30,435			
				国庫支出金 △30,435			
				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	△30,435		343,923
[12]臨時福祉給付金 給付事業	291,426	△30,435	260,991	△30,435		生活福祉課	
				国庫支出金 △30,435			
				[臨時福祉給付金給 付事業費補助金 △30,435]			
				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	△30,435	臨時福祉給付金	274,500
8)障害福祉費	1,553,341	11,209	1,564,550	4,834	6,375		
				国庫支出金 4,834			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	11,209		60,919
[ 2]一般事務事業	5,513	11,209	16,722	4,834	6,375	障害福祉課	
				国庫支出金 4,834			
				[厚生労働省分 934]			

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 8 障害福祉費

## 款 3 民生費 項 1 社会福祉費 目 8 障害福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[障害者総合支援事業費補助金 3,900]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	11,209	障害者システム改修委託料	3,215
(2) 児童福祉費	4,004,370	76,570	4,080,940	45,349	31,221		
				国庫支出金 25,840			
				府支出金 19,509			
1) 児童福祉総務費	1,207,076	△18,885	1,188,191	△15,316	△3,569		
				国庫支出金 △11,742			
				府支出金 △3,574			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△18,885		1,187,220
[2] 児童手当事業	1,186,361	△18,885	1,167,476	△15,316	△3,569	生活福祉課	
				国庫支出金 △11,742			
				[児童手当負担金 △11,742]			
				府支出金 △3,574			
				[児童手当負担金 △3,574]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△18,885	児童手当費	1,184,820
3) 母子福祉費	349,426	△37,000	312,426	△12,332	△24,668		

				国庫支出金 △12,332			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△37,000		345,791
[ 1] 児童扶養手当事業	334,029	△37,000	297,029	△12,332	△24,668	生活福祉課	
				国庫支出金 △12,332			
				[児童扶養手当負担金 △12,332]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△37,000	児童扶養手当費	333,422
6) 保育教育支援費	1,543,554	43,177	1,586,731	6,507	36,670		
				国庫支出金 4,338			
				府支出金 2,169			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料 19. 負担金、補助及び 交付金	34,499 8,678		166,795 1,064,547
[ 2] 保育所事業	190,257	34,499	224,756		34,499	保育子育て支援課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	34,499	保育所指定管理料	142,435
[ 4] 民間保育所等支援事業	1,088,469	8,678	1,097,147	6,507	2,171	保育子育て支援課	
				国庫支出金 4,338			
				[施設型給付費等負担金 4,338]			

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 6 保 育 教 育 支 援 費

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 6 保 育 教 育 支 援 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				府支出金 2,169			
				[施設型給付費等負担金 2,169]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	8,678	民間保育所等運営費負担金	1,064,403
7)子ども総合支援 センター費	195,986	△1,874	194,112	△1,874			
				府支出金 △1,874			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費 19. 負担金、補助及び 交付金	△1,800 △74		7,665 1,850
[ 2 ]子ども総合支援 センター事業	34,488	△1,874	32,614	△1,874		保育子育て支援課	
				府支出金 △1,874			
				[新子育て支援交付 金 △1,874]			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	△1,800	講師謝礼	5,700
				19. 負担金、補助及び 交付金	△74	職員研修会参加負担金	1,150
9)障害児通所給付 費	334,199	91,152	425,351	68,364	22,788		
				国庫支出金 45,576			



				府支出金 22,788			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	91,152		333,461
[ 1]障害児通所給付事業	334,199	91,152	425,351	68,364	22,788	保育子育て支援課	
				国庫支出金 45,576			
				[障害児施設給付費 等負担金 45,576]			
				府支出金 22,788			
				[障害児施設給付費 等負担金 22,788]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	91,152	放課後等デイサービス給付費 児童発達支援給付費	75,840 15,312
( 3)生活保護費	1,971,240	33,000	2,004,240	24,750	8,250		
				国庫支出金 24,750			
1)生活保護費	1,971,240	33,000	2,004,240	24,750	8,250		
				国庫支出金 24,750			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	33,000		1,867,445
[ 2]生活保護事業	1,872,974	33,000	1,905,974	24,750	8,250	生活福祉課	
				国庫支出金 24,750			
				[生活保護費負担金 24,750]			

款 3 民 生 費 項 3 生活保護費 目 1 生活保護費

## 款 3 民 生 費 項 3 生活保護費 目 1 生活保護費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	33,000	医療扶助費	1,867,445
(5)介護保険費	888,834	1,310	890,144		1,310		
1)介護保険費	888,834	1,310	890,144		1,310		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	1,310		871,953
[1]介護保険事業特別会計繰出金事業	871,953	1,310	873,263		1,310	長寿社会推進課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	1,310	介護保険事業特別会計への繰出金	871,953
4 衛 生 費	2,675,791	0	2,675,791		1,558		
					△1,558		
				国庫支出金	779		
				府支出金	779		
(1)保健衛生費	1,481,864	0	1,481,864		1,558		
					△1,558		
				国庫支出金	779		
				府支出金	779		
1)保健センター費	89,970	0	89,970		1,080		
					△1,080		
				国庫支出金	540		
				府支出金	540		
[1]人件費事業	80,785	0	80,785		1,080		
					△1,080		

				国庫支出金 540 [子ども子育て支援 交付金 540]			
				府支出金 540 [子ども子育て支援 交付金 540]			
3) 母子衛生保健費	82,587	0	82,587	478	△478		
				国庫支出金 239			
				府支出金 239			
[ 1] 母子健康増進事業	15,087	0	15,087	478	△478		
				国庫支出金 239 [子ども子育て支援 交付金 239]			
				府支出金 239 [子ども子育て支援 交付金 239]			
6 商 工 費	79,573	6,500	86,073	6,500			
				府支出金 3,249			
				繰入金 3,251			
( 1) 商 工 費	79,573	6,500	86,073	6,500			

款 6 商 工 費 項 1 商 工 費

## 款 6 商 工 費 項 1 商 工 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				府支出金 3,249			
				繰入金 3,251			
5) 観光振興費	5,970	6,500	12,470	6,500			
				府支出金 3,249			
				繰入金 3,251			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	6,500		520
[ 5] 観光資源整備事業	520	6,500	7,020	6,500		産業観光課	
				府支出金 3,249			
				[大阪府市町村観光 振興支援事業補助 金 1,243]			
				[大阪ストーリープ ロジェクト事業補 助金 2,006]			
				繰入金 3,251			
				[ふるさと泉南水な す基金繰入金 3,251]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	6,500	恋人の聖地魅力創出事業業務委託 観光案内板多言語化事業業務委託	4,013 2,487
7 土 木 費	1,716,709	0	1,716,709				

				国庫支出金			
				市債			
( 2)道路橋梁費	283, 023	17, 000	300, 023	16, 150	850		
				国庫支出金 9, 350			
				市債 6, 800			
5)道路新設改良費	17, 631	17, 000	34, 631	16, 150	850		
				国庫支出金 9, 350			
				市債 6, 800			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	17, 000		10, 800
[ 1]道路新設改良事業	17, 631	17, 000	34, 631	16, 150	850	道路課	
				国庫支出金 9, 350			
				[道路新設改良事業 補助金 9, 350]			
				市債 6, 800			
				[道路整備事業債 6, 800]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	17, 000		10, 800
( 4)都市計画費	1, 196, 077	△17, 000	1, 179, 077	△16, 150	△850		
				国庫支出金 △9, 350			

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費

## 款 7 土 木 費 項 4 都市計画費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				市債 △6,800			
7) 和泉砂川駅周辺 整備事業費	80,537	△17,000	63,537	△16,150	△850		
				国庫支出金 △9,350			
				市債 △6,800			
				節 区 分	金 額		
				22. 補償、補填及び賠償金	△17,000		52,000
[ 1] 和泉砂川駅周辺 整備事業	80,537	△17,000	63,537	△16,150	△850	道路課	
				国庫支出金 △9,350			
				[和泉砂川駅周辺整備事業補助金 △9,350]			
				市債 △6,800			
				[道路整備事業債 △6,800]			
				節 区 分	金 額		
				22. 補償、補填及び賠償金	△17,000		52,000
9 教 育 費	3,864,918	△5,900	3,859,018	100	△6,000		
				寄附金 100			
( 3) 中学校費	2,172,378	△6,000	2,166,378		△6,000		
4) 中学校給食費	96,317	△6,000	90,317		△6,000		

				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△6,000		93,930
[ 1 ] 中学校給食提供事業	96,317	△6,000	90,317		△6,000	教育総務課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△6,000	給食業務委託料	93,930
( 5 ) 社会教育費	445,803	100	445,903	100			
				寄附金	100		
9) 図書館及びホール費	96,655	100	96,755	100			
				寄附金	100		
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	100		7,300
[ 2 ] 図書館運営事業	32,418	100	32,518	100		文化振興課	
				寄附金	100		
				[ 図書購入費寄附金 100 ]			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	100	図書購入費	7,300
10 公 債 費	2,635,092	△8,800	2,626,292		△8,800		
( 1 ) 公 債 費	2,635,092	△8,800	2,626,292		△8,800		
2) 利 子	305,810	△8,800	297,010		△8,800		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	△8,800		305,810

款 10 公 債 費 項 1 公 債 費 目 2 利 子

## 款 10 公 債 費 項 1 公 債 費 目 2 利 子

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[ 1 ]市債管理事業 (利子)	299,810	△8,800	291,010		△8,800	財政課	
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び割引料	△8,800	市債利子償還金	299,810
歳 出 合 計	26,068,706	80,847	26,149,553	54,321	26,526		
				国庫支出金 30,533			
				府支出金 23,537			
				寄附金 100			
				繰入金 3,251			
				市債 △3,100			



## 地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	3,355,800	15,750,718	3,352,700	15,747,618
(7) 総 務	58,400	5,965,625	55,300	5,962,525
計	4,629,059	28,303,685	4,625,959	28,300,585

## 1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,910,798		8,910,798	34.1
(2) 地方譲与税	140,500		140,500	0.5
(3) 利子割交付金	11,800		11,800	0.1
(4) 配当割交付金	54,900		54,900	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	29,200		29,200	0.1
(6) 地方消費税交付金	1,145,500		1,145,500	4.4
(7) ゴルフ場利用税交付金	44,000		44,000	0.2
(8) 自動車取得税交付金	38,500		38,500	0.2
(9) 地方特例交付金	35,918		35,918	0.1
(10) 地方交付税	2,645,950		2,645,950	10.1
(11) 交通安全対策特別交付金	10,767		10,767	—
(12) 分担金及び負担金	743,367		743,367	2.8
(13) 使用料及び手数料	370,423		370,423	1.4
(14) 国庫支出金	4,607,672	30,533	4,638,205	17.7
(15) 府支出金	1,913,928	23,537	1,937,465	7.4
(16) 財産収入	50,872		50,872	0.2
(17) 寄 附 金	102,914	100	103,014	0.4
(18) 繰 入 金	1,486,049	29,777	1,515,826	5.8
(19) 諸 収 入	228,719		228,719	0.9
(20) 市 債	3,493,559	△3,100	3,490,459	13.4
(21) 繰 越 金	3,370		3,370	—

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	26,068,706	80,847	26,149,553	100.0

## 2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	225,824	△1,154	224,670	0.9
(2) 総務費	2,213,613	△1,453	2,212,160	8.5
(3) 民生費	11,086,926	91,654	11,178,580	42.7
(4) 衛生費	2,675,791		2,675,791	10.2
(5) 農林水産業費	223,161		223,161	0.9
(6) 商工費	79,573	6,500	86,073	0.3
(7) 土木費	1,716,709		1,716,709	6.6
(8) 消防費	901,817		901,817	3.4
(9) 教育費	3,864,918	△5,900	3,859,018	14.8
(10) 公債費	2,635,092	△8,800	2,626,292	10.0
(11) 諸支出金	425,282		425,282	1.6
(12) 予備費	20,000		20,000	0.1
歳出合計	26,068,706	80,847	26,149,553	100.0

議案第13号

平成29年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,301千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,920,533千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人



第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 国庫支出金		1,267,842	6,991	1,274,833
	2)国庫補助金	286,368	6,991	293,359
(6) 繰入金		965,486	1,310	966,796
	1)他会計繰入金	871,953	1,310	873,263
歳入合計		5,912,232	8,301	5,920,533

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		182,671	8,301	190,972
	1) 総務管理費	111,066	8,301	119,367
歳 出	合 計	5,912,232	8,301	5,920,533



平成29年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）事項別明細書



歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3	国庫支出金	1,267,842	6,991	1,274,833			
(2)	国庫補助金	286,368	6,991	293,359			
	4) 介護保険事業費補助金		6,991	6,991	1. ケアプラン点検推進等事業補助金	6,011	
					2. 介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金	980	
6	繰入金	965,486	1,310	966,796			
(1)	他会計繰入金	871,953	1,310	873,263			
	1) 一般会計繰入金	871,953	1,310	873,263	5. 事務的経費繰入金	1,310	
歳 入 合 計		5,912,232	8,301	5,920,533			

款 6 繰入金 項 1 他会計繰入金 目 1 一般会計繰入金

歳 出

款 1 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	182,671	8,301	190,972	6,991	1,310		
				国庫支出金 6,991			
( 1)総務管理費	111,066	8,301	119,367	6,991	1,310		
				国庫支出金 6,991			
1)一般管理費	111,066	8,301	119,367	6,991	1,310		
				国庫支出金 6,991			
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	6		186
				12. 役 務 費	5		2,336
				13. 委 託 料	8,290		6,576
[ 2]介護保険事務事業	11,968	8,301	20,269	6,991	1,310	長寿社会推進課	
				国庫支出金 6,991			
				[ケアプラン点検推進等事業補助金 6,011]			
				[介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金 980]			
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	6	消耗品費	186
				12. 役 務 費	5	郵便料	2,336
				13. 委 託 料	8,290	電算委託料 ケアプラン点検事務委託料	2,290 6,000

歳出合計	5,912,232	8,301	5,920,533	6,991	1,310		
				国庫支出金 6,991			

款 1 総務費 項 1 総務管理費 目 1 一般管理費

